

令和 7 年度 秋田県相談支援従事者 現任研修 開 催 要 項

1 目 的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスに係る総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

秋田県

3 実施機関

社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団

4 実施形態

講義：e-ラーニング形式（オンラインによる動画配信）

演習：2～4日目 集合形式

5 定員

48名程度

6 受講対象者

以下の要件をすべて満たす方

- (1) 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事し、一定の経験を有する方
 - ①初回の現任研修では過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること
 - ②2回目以降の現任研修では過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、または現に相談支援業務に従事していること
- ※実務経験・・・相談支援専門員としての実務に従事した経験を算定します
- (2) 所属長等の推薦が得られる方
- (3) 秋田県内の事業所に勤務している方
- (4) 相談支援従事者初任者研修を修了した方

<留意事項①>令和2年度初任者研修修了者について

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年以内に当現任研修を修了する必要がある、以後5年間に1回以上受講することが必要となります。

(※留意事項②をご覧ください)

令和2年度に初任者研修を修了し、その後、現任研修を受けていない方は、今年度中に現任研修を修了しない場合、相談支援専門員の資格を失効することとなりますのでご留意下さい。

資格を失効した場合は、再び、初任者研修（7日間）を受講する必要があります。

(5) 事前課題を提出できる方

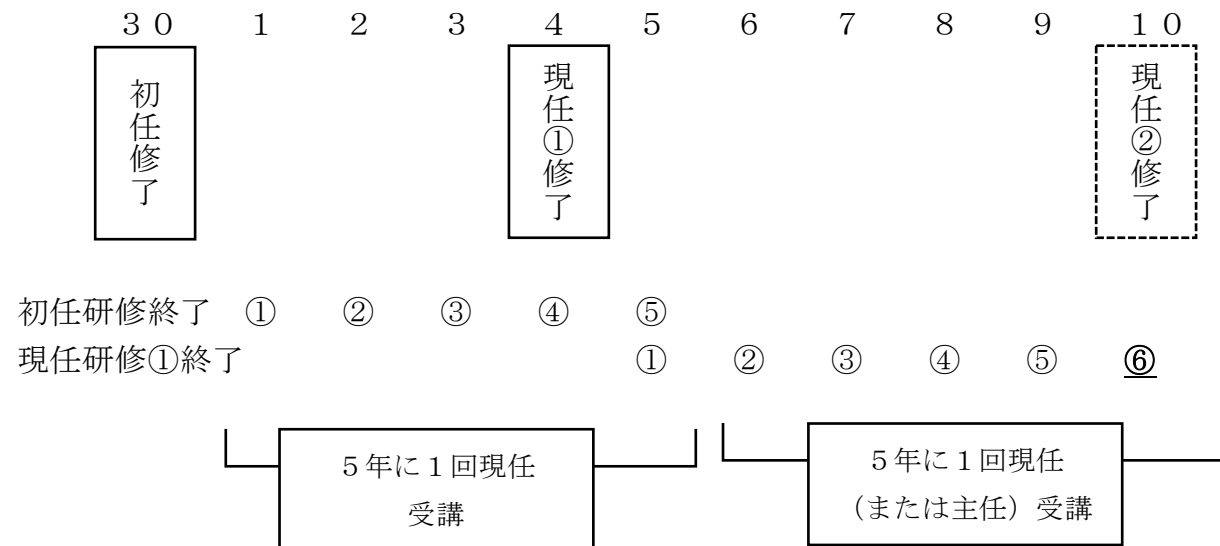
(6) 4日間すべての日程を受講できる方

<留意事項②> 5年ごとの資格更新について

○初任者研修の修了年度の翌年度から数えて5年の間に1回現任研修を受講すれば、該当する5年間は相談支援専門員の資格が有効となります。(初任者研修の修了年度が起点となります)

○以降は5年ごとに1回現任研を受講し、資格の更新を行う必要があります。

(年度) 平成 令和



※上記例について、資格有効期間は次のとおり。

研修区分	修了年度	資格有効期間
初任研修	H 30	R 1 ~ R 5
現任研修①	R 4	<u>R 6 ~ R 10</u>
現任研修②	<u>R 6 ~ R 10に受講可能</u>	<u>(修了年度問わず) R 11 ~ R 15</u>

現任研修②の資格更新のためには、最低でも令和10年度に現任研修を受講すれば良いことになる。(現任研修①の修了翌年度から6年目の受講になるが可)

7 申込み

(1) 申込みから受講決定までの流れ

- ①当事業団ホームページ内の『研修情報』にあるお申込フォーム(Google フォーム)より5月9日(金)正午まで申し込んでください。

▼申込フォーム

<https://forms.gle/aUrwfvE7BYHSCpr47>

<留意点>

- 申込フォームに入力された情報の基づき修了証書を作成します。
氏名(漢字)、誕生年月日は正確に入力して下さい。
- 送信後、Google よりフォーム送信完了についてのメールが届きます。メールが届かない場合は、正しく申込がされていない場合がありますので、必ずご確認下さい。申込の翌日(翌日が土日祝日の場合は翌営業日)までにメールがない場合は、事業団事務局にお問い合わせください。
- この時点では、まだ受講決定ではありません。
- 所属長等の責任の下、申し込んでくださるようお願いします。

- ②次の資料について、P.D.F化し、メールにて事務局へご提出下さい。

1. 初任者研修修了証書の写し
2. 【※現任修了者のみ】直近の現任研修(又は主任研修)修了書の写し
3. 実務経験証明書(※様式をメールに添付します)

▼提出先

koujisisys@fukinoto.or.jp

<留意点>

- メールの件名は以下のとおりとしてください。
件名→【現任研修】【(受講者氏名)】
(無題等の場合、迷惑メールへ振り分けられる可能性があります。)
- 提出書類に不備のある場合のみ、事務局より連絡をいたします。
- Google フォームでの申込みやメール送信が出来ない場合はご相談ください。
- 1事業所から複数名の受講申込みを行う場合は、受講希望者ごとに①②の手順をお願いします。また、選考の際の参考としますので優先順位を正確にご記入ください。
- ※申込情報は、実習受入等調整のため、市町村に共有します。

- ③受講の可否は、5月15日(木)までに申込フォームに記入したメールアドレスへ事務局から送信します。(受講可否の決定は秋田県が行います)

お申込からお振込までの流れ

1. 開催要項に記載されている ※【申込はこちら】→をクリック

2. Google フォームを入力して送信

3. Google からの返信があるかを確認

4. 秋田県社会福祉事業団へ修了証書及び実務経験証明書等をメール送信

5. 5月15日（木） 受講可否通知を受信

6. 5月26日（月）まで 受講料振込

8 研修日程・研修内容・会場

e-ラーニング形式（オンラインによる動画配信）の講義、集合研修による演習（3日間）、研修日程の間に基幹相談支援センター等での実習（2回）を行います。

日 程	研修内容	会 場
1 日目 令和7年5月28日（水）～ 6月23日（月）まで視聴可能（期間中は繰り返し視聴できます）	【講義】 6時間 e-ラーニングによる講義 ※2日目以降の受講には、 <u>「振り返りシート」の提出</u> が必要です。	自宅又は職場
2 日目 令和7年7月4日（金） 9：00～17：00	※ <u>事前課題（実践報告・コミュニティワーク等に関する課題）の提出</u> が必要です。 【導入講義】 個別相談支援 【演習】 グループ演習	【会場】 秋田県中央地区老人福祉総合エリア （多目的ホール） 秋田市御所野下堤 5-1-1
実習1（支援課題について基幹相談支援センター等で実施）		
3 日目 令和7年8月8日（金） 9：00～17：00	【導入講義】 多職種連携及びチームアプローチ 【演習】 グループ演習	【会場】 秋田県中央地区老人福祉総合エリア （多目的ホール） 秋田市御所野下堤 5-1-1
実習2（自立支援協議会の体制等を学ぶ）		
4 日目 令和7年9月12日（金） 9：00～17：00	【導入講義】 スーパービジョン コミュニティワーク 【演習】 グループ演習	【会場】 秋田地方総合庁舎 （605会議室） 秋田市山王 4-1-2

※受付 8：30～（各日共通）

※研修の開始・終了時間、研修内容は予定ですので、今後変更される場合があります。

※実習内容については研修2日目に説明しますが、協力していただく実習先については、あらかじめ各自で確認をお願いします。

※実習先が不明な場合は、勤務されている事業所のある市町村の障害福祉担当へお問い合わせ下さい。

9 課題について

（1）受講決定後の課題

受講決定後、事前課題に取り組んでいただきます。詳細は後日、秋田県社会福祉事業団ホームページに掲載します。

事前課題：個別相談支援とケアマネジメントやコミュニティワーク等について学習し、指定の様式を提出する。

(2) e-ラーニング視聴後の課題

e-ラーニング視聴後、「振り返りシート」を提出していただきます。(事前の提出が必要であり、記載内容に不足が認められた場合は再提出)

なお、インターネット環境が整わないなど、e-ラーニングの受講が難しい場合は事業団事務局までご連絡ください。

10 受講料

- ・金 額 11,000円(消費税込み)
- ・支払方法 口座振込(振込にかかる手数料は受講者負担とします。)
- ・振込期限 令和7年5月26日(月)まで
- ・領収証 振込明細書をもって領収書の発行に代えます。

11 振込先

受講可否決定通知書送信の際に請求書(インボイス対応)をお送りします。

※納入後のキャンセル及び欠席に対しての返金はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

12 テキストについて

『改訂障害者相談支援従事者研修テキスト現任研修編(中央法規出版)』

定価3,410円(本体3,100円+税)

【注文・問い合わせ先】

中央法規出版 仙台営業所 (担当: 港)

[電話] 022-222-1693

[メール] minato@chuohoki.co.jp

※別添申込書をご利用ください。

e-ラーニング、講義部分等で使用しますので、事前に事業所または個人でご購入ください。

13 修了証書の交付及び修了者名簿の管理

- ・e-ラーニング(研修1日目)は、「振り返りシート」の提出をもって出欠の確認に代えます。
- ・全日程4日間の出席と、事前課題及び「振り返りシート」の提出が確認された後に修了証書を交付します。
- ・研修修了者名簿(修了証書番号、氏名、生年月日等)は、個人情報として十分な注意を払った上で秋田県の責任において一元的に管理します。

14 その他

- ・遅刻及び早退は欠席とみなされ、修了証書は交付されませんのでご注意ください。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、時間に余裕を持ってご来場ください。
- ・昼食及び宿泊については、各自で手配してください。※4日目の会場の秋田地方総合庁舎では秋田県庁の食堂が利用できます。
- ・研修の実施に当たっては、演習時にはマスクの着用をお願いするとともに、消毒液の

設置や換気等感染予防対策に留意して実施することとしております。

15 申込み・問い合わせ先（研修実施事務局）

社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団 事務局 相談支援現任研修担当

〒010-1412 秋田市御所野下堤五丁目1番地の1

TEL 018-889-8363 FAX 018-829-3670 E-mail:koujisy@fukinoto.or.jp

《参考》

相談支援従事者（相談支援専門員）の更新期限について

- 相談支援専門員の資格は、更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります
- 初任者研修終了年度別の更新期限は、下記のとおりです。
- ご自身の初任者研修修了年度の行で、更新期限をご確認ください。

初任者研修修了 年度	現任研修1回目	現任研修2回目	現任研修3回目
平成21年度	～平成26年度	～令和元年度	～令和6年度
平成22年度	～平成27年度	～令和2年度	～令和7年度
平成23年度	～平成28年度	～令和3年度	～令和8年度
平成24年度	～平成29年度	～令和4年度	～令和9年度
平成25年度	～平成30年度	～令和5年度	～令和10年度
平成26年度	～令和元年度	～令和6年度	～令和11年度
平成27年度	～令和2年度	～令和7年度	～令和12年度
平成28年度	～令和3年度	～令和8年度	～令和13年度
平成29年度	～令和4年度	～令和9年度	～令和14年度
平成30年度	～令和5年度	～令和10年度	～令和15年度
令和元年度	～令和6年度	～令和11年度	～令和16年度
令和2年度	～令和7年度	～令和12年度	～令和17年度
令和3年度	～令和8年度	～令和13年度	～令和18年度
令和4年度	～令和9年度	～令和14年度	～令和19年度
令和5年度	～令和10年度	～令和15年度	～令和20年度
令和6年度	～令和11年度	～令和16年度	～令和21年度